

明日へとつなぐ 笑顔と絆

2012

7

まい・あみ・まつり2012



23回目を迎える『まい・あみ・まつり2012』。今年のポスターの原画には、阿見第一小学校6年生の吉野雄太さんの作品が選ばれました。(23ページにステージ・ストリートでの催しについて掲載)

会場: まい・あみ特設ステージ/
まい・あみストリート(通称)
日時: 8月4日(土)・5日(日)
午後3時~9時

●交通規制のお知らせ●

8月4日・5日、さわやかセンター前通りは午後3時から9時30分までの間、交通規制により通行止めになります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 町国際交流協会十四年目の歩み … 2
- 介護保険料が変わりました … 8
- 平成23年度下半期財政事情 … 12
- 平成24年度町職員採用試験案内 … 13
- 放射線の状況をお知らせします … 14
- まい・あみ・まつり2012の催し … 23

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会

十四年目の歩み

昨年度は3月の東日本大震災の影響で、前半の交流事業は中止または延期となりました。4月の国際親善花見会の中止をはじめとして、姉妹都市米國スーペリア市民・学生使節団の受け入れと友好都市中国柳州市への中学生親善大使の派遣を次年度にそれぞれ延期しました。この間にスーペリア市からは、折り鶴と義援金が寄せられました。そして、少し落ち着きを取り戻した9月以降は、地域在住の外国人との交流を中心に、お互いの励ましと安心につながりするようなプログラムを推進しました。

中国柳州市との友好都市交流では、8月の町中学生親善大使の派遣を次年度に延期しましたが、9月下旬に柳州市で開催された広西省の園林博覧会場内の友誼園（国際交流園）に建設された日本茶室の開所式に招待される形で第5回文化使節団を派遣し、市民代表への茶道の披露と第一職業学校での生徒たちへの茶道指導が行われました。また、10月下旬には、川田会長を団長とした親善訪問団9人が派遣され、震災

後の町の状況説明をはじめとして、柳州市民との交流、次年度以降の交流事業の確認、農場視察などを行いました。

一方、地域在住の外国人との交流では、初めての試みとしての国際親善スポーツ交流会、応援コーナー『ハッピータイム』、まい・あみ・まつりへの参加、日本文化体験ツアー（大洗水族館）、バン格拉デシユカレーとけんちん汁を作りながらの料理交流会、世界文化紹介（ベラルーシ編）、外国人のための日本語教室など、多くの協会会員および町民の参加を得て楽しく交流・支援を進めることができました。また、『さわやかフェア2011』に参加して当協会の活動をPRするとともに、国際農園グループ生産の農作物の販売を行い、収益金を寄付しました。

町国際交流協会は、今後ともこれまでの成果を踏まえ、安心して平和に暮らせることを体験できる国際交流活動の展開を進めていきます。町民の皆さまのご支援と積極的なご参加を引き続きよろしくお願い申し上げます。

姉妹都市スーペリア市から折り鶴寄贈



●震災復興を願って、役場ホールに展示

小学生作品展示交流



●柳州市小学生の作品展示（吉原小学校）

第5回文化使節団を柳州市に派遣（9月26日～10月1日）

●派遣茶道講師（左から）：佐藤さん・湯原さん・松尾さん



●第一職業学校で茶道講義



●友誼園内に完成した茶室で市民代表に茶道披露



●第一職業学校で茶道指導



町親善訪問団、友好都市柳州市を訪問（10月31日～11月6日）

●柳州公園で太極拳朝練に合流



●柳州市の議会議場を視察



●冬ぶどう生産地（1,000ha）を視察



●お世話いただいた人たちとお別れ昼食会



平成 23 年度の活動

- 4.7・4.10 ▶外国人のための日本語教室
前期開講（木曜・日曜クラス）
- 4.10 から ▶在住外国人応援コーナー『ハッピータイム』毎月第 2・4 日曜日
- 4.15 ▶理事会
- 4.23 ▶総会
- 6.30 から ▶通訳研修会（第 1 回～第 3 回）
- 6.30 ▶協会広報紙「NOW」40 号発行
- 8.7 ▶町在住の外国人とともにまい・あみ・まつり 2011 盆踊りに参加（30 人）
- 9.24 ▶国際交流スポーツ交流会（75 人）
- 9.26～10.1 ▶第 5 回文化使節団（4 人）
中国柳州市に派遣
- 10.6・10.16 ▶外国人のための日本語教室後期開講（木曜・日曜クラス）
- 10.23 ▶さわやかフェア 2011 に参加
- 10.25 ▶理事会
- 10.31～11.6 ▶町親善訪問団（9 人）
中国柳州市訪問
- 11.20 ▶日本文化体験ツアー（40 人）
- 11.30 ▶協会広報紙「NOW」41 号発行
- 12.4 ▶外国文化に触れよう（料理交流会／39 人）
- H24.1.14 ▶取手市国際交流協会交流会に参加（6 人）
- 2.19 ▶世界の文化紹介（ペラルーシ編、サラマシヤンカ・ニーナさん／59 人）
- 3.8 ▶茨城大学留学生支援団体との交流
- 3.23 ▶協会広報紙「NOW」42 号発行

●会員募集●

- 対 象** 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません
- 会 費** ▼個人・学生会員：一口 1,000 円（中学生以下 500 円）▼賛助会員：一口 10,000 円
- 申込方法** 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可

町内地域交流

●ハッピータイム



●まい・あみ・まつり盆踊りに参加



●国際交流スポーツ交流会



●さわやかフェア 2011 に参加



●日本文化体験ツアー （大洗水族館）



●外国文化に触れよう （バングラデシュカレーで料理交流）



●世界の文化を知ろう （ペラルーシ編）



●茨城大学留学生との交流



韓国との茶道交流

山中 陽子

9 月 30 日、韓国ソウルから 4 人の茶道関係者が阿見町に来られました。6 月に茶会のため韓国に参りました折に大変お世話になり、ぜひとも交流を続けたく思っていましたところ、その願いが叶い、今回の来町となりました。私たちは君原公民館をお借りして、日韓交流茶会を開催しました。

これからもこの交流が続けられることを願っています。



後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

自己負担額の計算方法

月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算

外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算

病院・薬局・歯科の区別なく合算

入院時の食事代や保険診療

の対象とならない差額ベッド料などは支給対象外

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めての支給の人、または1年以上支給のない人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書と印鑑および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

*高額な治療が長期間必要な

ときには、厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です

高額療養費の自己負担限度額

区 分	月額自己負担限度額	
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円+ 医療費が 267,000 円 を超えた場合はその 超えた分の 1% を加算 ※ 4 回目以降: 44,400 円
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者 Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者 Ⅰ		15,000 円

※ 過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 4 回以上あった場合に適用

▼ 現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することにより、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入

383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼ 一般（1割負担）…現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※4ページ『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は毎年7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送しますので、届きましたら内容をご確認ください。

後

期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 8 4 4 3 9 茨城県後期高齢者医療広域連合

医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

認定証の更新

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示すること、医療費の1か月の自己負担限度額（保険診療分まで／4ページ表参照）となります。また、入院時の食事代（標準負担額）が減額されます。なお、申請した月の初日から適用されます。毎年7月31日までの有効期限となっております。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	平成25年 7月31日
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 8 4 4 3 9 茨城県後期高齢者医療広域連合

『被保険者証』および『認定証』は、個人ごとに交付されています。紛失や汚損にご注意ください。また、被保険者証などの再発行を希望する場合には、身分証明書（運転免許証・代理人の場合には委任状も必要）を持参のうえ、国保年金課窓口へ届け出てください。同課窓口で再発行します。※前述した書類がない場合には、郵送となることもあります。

保険証等の取り扱い上の注意

新規該当者には通知をお送りしますので、その後申請をしていただくようになります。

8月から 更新です

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

▼国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
一部負担金の割合	年 月 日
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	080580 茨城県 阿見町

▼国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
発効期日	有効期限
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町

▼限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人	保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険 70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

●国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月(1日生まれの人は当月)から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が記載されています。

▼2割(平成25年3月31日まで1割)…住民税課税所得が145万円未満の人(一般)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(平成25年3月31日まで1割)負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

※70歳から74歳の人(現役並み所得者を除く)の自己負担割合は、平成25年3月末まで1割に据え置かれ、平成25年4月からは2割に変更される予定です

▼3割…住民税課税所得が145万円以上の人(現役並み所得者)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(平成25年3月31日まで1割)負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

●標準負担額減額認定証
入院時の食事が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。
※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

医療費が高額なときは
限度額適用認定証
国保加入者が高額な医療を受けた際に、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件…所得申告がされている
▼国保税に未納がない

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です

●標準負担額減額認定証
入院時の食事が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。
※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

いる人は、申請により食事がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください

●認定証の更新について

8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください(7月から申請できます)

必要なもの…申請する人の国保の保険証・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)もあわせて持参してください

ご利用ください 保険料『免除』・『猶予』制度



第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、
未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)

経 済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成23年度の受付は7月31日（火）までです。また、平成24年度の受付は7月2日（月）からとなります。

■保険料免除制度

『全額免除』・『4分の3免除』・『半額免除』・『4分の1免除』の制度があります。

●対象

「本人」・「配偶者」・「世帯主」のそれぞれの前年所得などが定められた基準に該当する人

※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は社会保険料等の控除額によって変わります

●承認されると

7月から翌年6月まで、保険料の全額・4分の3半額・4分の1—の納付が免除されます

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、残りの額を期限内に納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納付してください

■若年者納付猶予制度

免除が該当しない場合でも、30歳未満の人に限り利用できる制度です。

●対象

30歳未満の国民年金第一号被保険者で、「本人」・「配偶者」のそれぞれの前年所得などが定められた基準に該当する人

※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります

●承認されると

7月から翌年6月まで保険料の納付が猶予されます

■手続きに必要なもの

▼年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書など）
▼認印（本人が署名する場合不要）
▼失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」・「雇用保険被保険者離職票」・「雇用保険被保

険者資格喪失確認証」—などの写し
▼今年、町へ転入した人は前年の所得状況『各種控除内容（社会保険料控除・医療費控除等）も記載されているもの』を証明するもの
▼前年所得がある人は、前年所得を証明するもの

※保険料免除・若年者納付猶予を申請する人で、「配偶者」・「世帯主」が該当する場合、該当するすべての人の書類が必要になります

■継続申請

申請時の希望により、翌年度以降継続して免除（猶予）の審査ができます。

ただし、失業等を理由として承認された人や、4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認された人は、毎年申請が必要です。

■追納しましょう！

免除・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、3年目以降に追納する場合、当時の保険料に加算金がかかりますので、お早めの『追納』をおすすめします。

▼ここが違う！『免除・納付猶予』と『未納』

項 目	年金額への算入	受給資格期間への算入	障害・遺族年金受給資格期間への算入	保険料の追納
全額免除	2分の1	あり	あり	10年以内なら可
4分の3免除	8分の5	あり	あり	10年以内なら可（2年以内に残りの額を納付しないと未納と同じ扱い）
半額免除	4分の3	あり	あり	
4分の1免除	8分の7	あり	あり	
若年者納付猶予	なし	あり	あり	10年以内なら可
未納	なし	なし	なし	2年以内なら可

追納の問い合わせは土浦年金事務所（☎ 824-7121）まで

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料が 変わりました

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)



介護保険料の改定 (平成 24 ~ 26 年度)

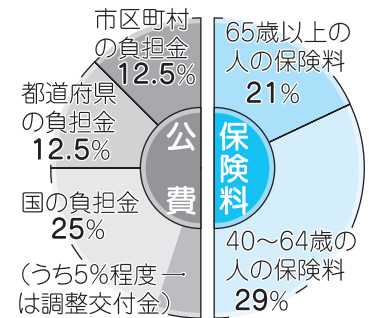
町では介護保険事業を健全に運営するため、3 年ごとに事業計画の見直しを行っています。要介護認定者の増加や介護報酬単価の見直しによる介護サービス費の増加が見込まれます。(図 1・2 参照)

その費用を賄うために新たに保険料を算定しました。保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

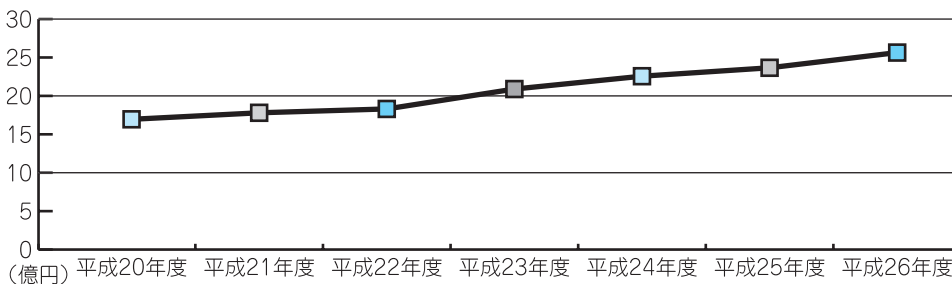
保険料が介護保険を支えています

介護保険は公費と皆さんが納める保険料を財源としています。(右グラフ参照)

▼介護保険の財源

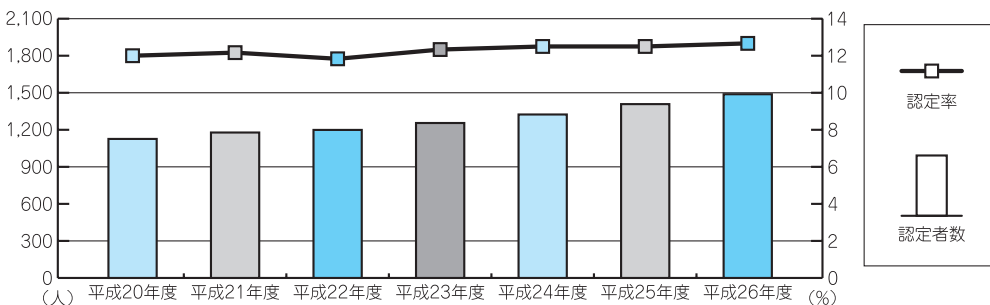


▼図 1: 介護サービス費の推移



※介護サービス費の合計は、平成 20 年度の約 17 億円から平成 23 年度の約 20 億円と約 3 億円増加しております。今後高齢者が増加するに伴い、介護サービス費の増大や保険料の上昇が懸念されます

▼図 2: 推計認定者数



※平成 20 年度から平成 23 年度までは、介護事業報告 (各年 7 月末) による実績値です。平成 24 年以降は、推計値になります

▼ 65 歳以上の人の保険料

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 (町民税非課税世帯)	26,400 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	26,400 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、上記以外	39,600 円
第 4 段階 (軽減措置)	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	43,800 円
第 4 段階	本人が町民税課税で、同一世帯に課税者がいて、上記以外	52,800 円
第 5 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満	66,000 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上	79,200 円

低所得者等の 自己負担額軽減

軽減を受けるには申請が必要です！

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)



介護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

利用者負担 第 1 段階	▶住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 2 段階	▶住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で 80 万円以下の人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 3 段階	▶住民税が世帯非課税で、利用者負担第 2 段階に該当しない人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▶利用者負担第 4 段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第 4 段階	▶世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▶本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第 4 段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第 4 段階の人は、『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費とを負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は利用者負担第 3 段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

申請からサービスの利用まで

社会福祉課窓口で申請します

施設サービス（ショートステイを含む）を利用していて、利用者負担段階が『第 1 段階』『第 2 段階』『第 3 段階』に該当する人は社会福祉課窓口で『介護保険負担限度額認定申請』を行ってください。



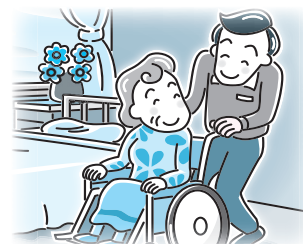
『介護保険負担限度額認定証』が交付されます

申請すると『介護保険負担限度額認定証』が送付されます。要支援の人と要介護の人とは同じ様式です。居住費と食費とに分けず、1 枚で両方に対応します。制度が始まる前から施設に入所している『旧措置入所者』の人には別の認定証が発行されます。認定証の有効期限は 1 年間（7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）です。



サービスを利用するとき、認定証を提示しましょう

認定証を事業者に提示することで、限度額の範囲内の自己負担になります。



※現在認定証をお持ちの人は、**6 月 30 日**で有効期間が満了になります。引き続き軽減を希望する人はお早めに役場 1 階社会福祉課で更新手続きをしてください。なお、更新以外の申請も随時受け付けていますので、詳しくは社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165) までお問い合わせください

ひとりじゃないから頑張れる 楽しくリハビリ



問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940

町では、機能訓練事業（集団でのリハビリ教室）を実施しています。

仲間と一緒に体を動かしたり、レクリエーション・会話を通して、リハビリに取り組んでみませんか。

●**対象** 町内在住の40歳以上65歳未満の人で、脳卒中後遺症やその他の病気のけがにより心身の機能が低下し、日常生活の自立のためにリハビリが必要な人

※医療におけるリハビリを要する人や介護保険法に規定する介護認定を受けている人はご参加いただけません

●**利用日時・期間** 毎週木曜日午前9時～10時30分。おおむね1年を1期間とします

●**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

●**内容** 体操・レクリエーション・創作活動など、個人の状態にあわせてリハビリのプログラムを行います。仲間やスタッフと会話をすることも心のケアになります。理学療法士・作業療法士・保健師・看護師がリハビリをお手伝いします

●**その他** 利用料は月額100円（創作活動材料代）。希望する人は送迎車による通所も可能です

●**申込方法** お問い合わせのうえ、まずは見学にお越しください。利用を検討して見学の前に相談したい人には、町理学療法士が訪問してお話を伺います。ご本人・ご家族さまともにお気軽にお問い合わせください



▲自分の体、リハビリ仲間と動かしみよう！



▲教室参加は、気分転換にもなります

■『こころの体温計』が始まりました！

町では、広く町民の皆さまに「こころの健康」に関心をもっていただくことと、メンタルヘルスの早期発見・早期治療を推進するため、6月1日からインターネットを使った『こころの体温計』の運用を開始しました。

携帯電話やパソコンを利用して、心のストレス度や落ち込み度がチェックできます。氏名・住所など個人を特定する情報は一切取得しませんので、お気軽にご利用ください。



▲ QR コード

●**パソコンの場合は町ホームページ** (<http://www.town.ami.ibaraki.jp/>) からご利用いただけます

●『こころの体温計』は、以下の5つの項目があります

▼**本人モード**

ご本人の健康状態や人間関係・住環境などのストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚などの絵になって表示されます

▼**家族モード**

大切な人の心の健康状態をご家族や身近にいる人の目でチェックします

▼**赤ちゃんママモード**

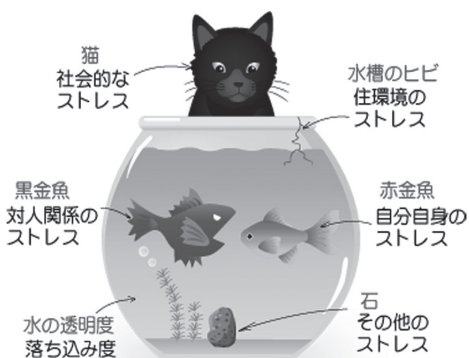
赤ちゃんのいるお母さんの心の健康状態をチェックします

▼**アルコールチェックモード**

飲酒が心にどのような影響を与えているのかが分かります

▼**ストレス対処タイプテスト**

あなたのストレス解消法はどのタイプ？



▲本人モードの結果画面（例）

子育てを応援します

梅雨が明けると、いよいよ夏本番です。

これから暑さが厳しくなりますが、暑さに負けず体調に気をつけて元気に過ごしたいですね。

今回の子育てシリーズは、0・1・2 歳児の遊びをお届けします。今月のテーマは「身近なものをつかって遊ぼう」です。

24
子育て



ハンカチを使って遊ぼう

いつでもどこでもすぐにできるのが、ハンカチ遊びです。お手持ちのハンカチを丸めて片方の手に隠し、「どっちの手に入っているかな」と遊んだり、ハンカチバナナをつくって食べるまねをする遊びや、顔を隠して「いないいないばあ」をしたり楽しく遊べますね。

ティッシュの空き箱にハンカチを入れて中から取り出す遊びは、お子さんの好奇心が増しさらに楽しい遊びへと広がります。

また、外出時のちょっとした待ち時間などバックやポケットに入っているハンカチを広げて遊んでみてはいかがでしょうか。



新聞紙で遊ぼう

新聞紙は、子どもにもちぎりやすいのでビリビリと破いたり、少しずつゆっくりちぎったりすると音の違いを楽しむことができます。

また、ちぎった新聞紙を丸めてテープなどで巻くとボールが完成します。作ったボールをかごや箱に投げ入れたり、輪ゴムをつなげてヨーヨーのようにしたり楽しく遊べます。

折り紙のようにしてかぶとを作り、頭にかぶって遊ぶこともできますね。

親子で一緒に作りながら触れ合って楽しむことができますでしょう。



ペットボトルで遊ぼう

ペットボトルの中にビーズやボタンなど好きなものを入れてふたを閉めると手作りマラカスができます。

子どもは、音を鳴らすことや音に合わせて体を動かすことを喜びます。親子で作ったおもちゃで歌や音楽に合わせて遊ぶと楽しさが増すことでしょう。

また、転がして中に入っているビーズやボタンの動いているようすやかわいい音を聞くこともできます。

手作りする際には、中身がでないようにしっかりとキャップを閉めて上からテープを巻くといいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

町の財政状況を公表します

平成 23 年度下半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 23 年度下半期（平成 24 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 24 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 24 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

企画財政課 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

（単位：千円・％）

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,209,983	7,134,411	99.0	議会費	177,040	173,133	97.8
地方譲与税	203,200	204,000	100.4	総務費	1,617,877	1,356,068	83.8
地方消費税交付金	413,200	426,759	103.3	民生費	4,307,378	3,223,419	74.8
地方特例交付金	66,638	66,638	100.0	衛生費	1,322,162	976,063	73.8
地方交付税	1,019,744	1,209,497	118.6	農林水産業費	254,912	139,616	54.8
分担金及び負担金	197,323	189,602	96.1	商工費	154,848	117,576	75.9
使用料及び手数料	260,755	223,504	85.7	土木費	2,544,551	833,039	32.7
国庫支出金	1,635,479	1,194,801	73.1	消防費	662,255	587,687	88.7
県支出金	943,531	355,237	37.6	教育費	2,910,512	1,276,887	43.9
繰入金	519	518	99.8	災害復旧費	155,429	69,044	44.4
繰越金	1,173,357	1,173,358	100.0	公債費	1,325,391	1,193,376	90.0
諸収入	947,662	929,672	98.1	諸支出金	1,054,618	1,053,968	99.9
町 債	2,245,100	806,800	35.9	予備費	4,168	0	0.0
その他	174,650	171,655	98.3				
合 計	16,491,141	14,086,452	85.4	合 計	16,491,141	10,999,876	66.7

■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,402,722	4,793,831	88.7	4,599,630	85.1
公共下水道事業	1,755,111	670,306	38.2	1,064,087	60.6
土地区画整理事業	399,461	453,205	113.5	333,888	83.6
農業集落排水事業	401,767	293,164	73.0	372,263	92.7
介護保険	2,236,353	1,773,614	79.3	2,026,090	90.6
後期高齢者医療	650,511	594,304	91.4	630,916	97.0
合 計	10,845,925	8,578,424		9,026,874	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

（単位：千円・％）

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	962,071	970,695	100.9
支出	980,236	881,712	89.9
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	289,000	268,646	93.0
支出	830,392	757,850	91.3

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区 分	年度末現在高
一般会計	10,710,572
特別会計	10,196,042
公共下水道事業	7,779,512
土地区画整理事業	1,142,688
農業集落排水事業	1,273,842
公営企業会計（水道事業）	858,054
合 計	21,764,668

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 24 年 4 月・5 月）における借入額を含みます

■基金の現在高

（単位：千円）

区 分	年度末現在高
財政調整基金	2,663,700
減価基金	373,100
その他の基金	2,278,773
国民健康保険支払準備基金	180,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業減価基金	76,477
介護給付費準備基金	8,476
介護従事者処遇改善臨時特例基金	0
土地開発基金（現金）	3,600
合 計	5,584,226

平成24年度(平成25年
4月1日付採用予定)
町職員採用
試験案内

試験区分・採用予定人数
下表①のとおり。

受験資格

健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験できます)。

一般事務職

学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成25年3月卒業見込の人

年齢 昭和37年4月2日以降に生まれた人

※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます

(特に必要としている職務経験の事例：法制業務、情報処理、農業政策、土木建築設計、施工管理等)

保育士

学歴 保育士の資格を有する人、または平成25年3月までに資格取得見込の人

年齢 昭和62年4月2日から

平成27年4月1日に生まれた人

消防職

学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成25年3月卒業見込の人

年齢 昭和62年4月2日から平成27年4月1日に生まれた人

身長 おおむね160センチメートル(女性はおおむね155センチメートル)以上である人

体重 おおむね50キログラム(女性はおおむね45キログラム)以上である人

胸囲 身長のおおむね2分の1以上である人

視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上である人

色覚 赤色・青色・黄色の色彩の識別ができる人

聴力 聴力が正常である人

居住 管轄区域内および近隣市町村に居住し得る人

欠格事項 次のいずれかに該当する人は受験できません。

日本国籍を有しない人

成年被後見人または被保佐人

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他

団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法 試験は、1次試験・2次試験および身上調査を行います。2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は

下表②④のとおり。

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

給与

受験手続・受付期間

申込用紙の請求

申込用紙は総務課に請求郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して90円切手をはった返信用封筒(12×24cm)および最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

申込期間

7月2日(月)～31日(火)(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

郵送は7月31日(火)必着

申込方法

総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	5人程度	一般事務
保育士	1人程度	保育業務
消防職	2人程度	消防・救急業務

②1次試験

試験方法	択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※1)
試験区分科目	A (大学卒) 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈
B (短大・高校卒など)	公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士:保育に必要なピアノ等の実技試験 消防職:体力測定
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④試験日・試験場および合格者の発表

区 分	1次試験	2次試験
期 日	9月16日(日)	11月上旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京二丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月中旬ごろ、本人に通知します	12月中旬に、本人に通知します

⑤新卒者給料

職 種	初任給(平成24年4月現在)		
	高校卒	短大卒	大学卒
一般事務職	140,100円	152,800円	172,200円
保 育 士		152,800円	172,200円
消 防 職	158,100円	172,000円	187,500円

▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※1 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (211・212)

放射線のお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

毎月2回、子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。5月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

施設名	第24回(測定日5月7日～11日)						第25回(測定日5月21日～25日)					
	屋 内			屋 外			屋 内			屋 外		
	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m
阿見小学校	0.082	0.085	—	0.115	0.101	—	0.073	0.079	—	0.118	0.107	—
実穀小学校	0.087	0.077	—	0.179	0.163	—	0.083	0.076	—	0.164	0.166	—
吉原小学校	0.077	0.085	—	0.135	0.145	—	0.086	0.080	—	0.161	0.144	—
本郷小学校	0.078	0.073	—	0.172	0.150	—	0.084	0.080	—	0.164	0.144	—
君原小学校	0.069	0.065	—	0.134	0.130	—	0.083	0.069	—	0.130	0.115	—
舟島小学校	0.075	0.076	—	0.169	0.160	—	0.074	0.081	—	0.171	0.163	—
阿見第一小学校	0.081	0.085	—	0.156	0.146	—	0.087	0.080	—	0.136	0.166	—
阿見第二小学校	0.079	0.090	—	0.121	0.104	—	0.078	0.084	—	0.113	0.115	—
阿見中学校	0.079	—	0.093	0.143	—	0.152	0.081	—	0.092	0.163	—	0.144
朝日中学校	0.081	—	0.077	0.149	—	0.144	0.084	—	0.088	0.112	—	0.138
竹来中学校	0.087	—	0.093	0.141	—	0.128	0.093	—	0.090	0.145	—	0.127
霞南至健中学校・霞ヶ浦高校	0.095	—	0.088	0.093	—	0.092	0.095	—	0.099	0.090	—	0.096
霞ヶ浦聾学校	0.075	0.085	0.086	0.139	0.155	0.166	0.083	0.079	0.092	0.135	0.163	0.161
ふたば幼稚園	0.071	0.067	—	0.141	0.140	—	0.077	0.076	—	0.131	0.133	—
阿見みどり幼稚園	0.067	0.069	—	0.130	0.114	—	0.073	0.071	—	0.134	0.105	—
荒川沖幼稚園	0.093	0.097	—	0.149	0.154	—	0.090	0.094	—	0.150	0.134	—
阿見幼稚園	0.087	0.088	—	0.186	0.157	—	0.086	0.087	—	0.189	0.196	—
中郷保育所	0.092	0.086	—	0.096	0.090	—	0.086	0.083	—	0.096	0.092	—
南平台保育所	0.085	0.078	—	0.111	0.106	—	0.071	0.070	—	0.123	0.125	—
二区保育所	0.075	0.081	—	0.164	0.141	—	0.078	0.087	—	0.161	0.149	—
学校区保育所	0.058	0.067	—	0.145	0.097	—	0.071	0.076	—	0.144	0.141	—
あゆみ保育園	0.059	0.065	—	0.135	0.128	—	0.061	0.060	—	0.139	0.124	—
阿見ひかり保育園	0.084	0.077	—	0.152	0.144	—	0.096	0.089	—	0.185	0.152	—
学校区児童館	0.075	0.074	—	0.144	0.146	—	0.072	0.087	—	0.146	0.125	—
二区児童館	0.079	0.081	—	—	—	—	0.083	0.090	—	—	—	—
総合運動公園(陸上競技場)	—	—	—	—	0.171	0.188	—	—	—	—	0.163	0.194
総合運動公園(野球場)	—	—	—	—	0.127	0.129	—	—	—	—	0.135	0.132
霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.226	0.228	—	—	—	—	0.224	0.227
ゆりの木公園	—	—	—	—	0.165	0.176	—	—	—	—	0.169	0.161
岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.211	0.228	—	—	—	—	0.191	0.211
うずらの公園	—	—	—	—	0.108	0.110	—	—	—	—	0.094	0.099
本郷近隣公園	—	—	—	—	0.222	0.219	—	—	—	—	0.227	0.227
平均値	0.079	0.079	0.087	0.142	0.144	0.163	0.081	0.080	0.092	0.142	0.147	0.160

◎放射線測定 ▼使用機器：環境放射線モニタ ▼測定値：5回測定の平均値 ▼測定放射線：ガンマ線
※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。4月2日～5月25日の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計 165 検体）

（ ）内は測定検体数

項 目	検査品目
不検出	アシタバ、アスパラ、イチゴ(2)、ウド、エシャレット(2)、カラシ菜、キャベツ(2)、キュウリ、ケール、小松菜(3)、米、サツマイモ、サトイモ、サヤエンドウ、ジャガイモ、スイカ(3)、ズッキーニ(2)、大根(4)、タケノコ(5)、卵、玉ネギ(4)、チンゲン菜、ツマミ菜、摘果メロン、トウモロコシ(3)、トマト(2)、菜の花、南高梅、ニラ(2)、ニンジン(3)、ネギ(4)、ノビル、春白菜(2)、フキ(12)、フキノトウ、ブロッコリー、ハウレンソウ(5)、ミツバ(2)、メロン、山芋、ヤングコーン、ヨモギ、レタス(2)、レンコン、ワラビ
基準値内のもの	甘夏、梅、サンショウの実、タケノコ(36)、フキ、フキの葉、ブルーベリー
基準値を超えたもの	原木シイタケ、タケノコ(30)、タラの芽、ビワの葉

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎ 888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

◎ベクレルとは…ヨウ素やセシウムが放射線を出す能力を表す単位です

給食の安全確認を行っています

町の学校給食の食材については、「食品放射能測定システム」により、町内産および県内産の農産物を中心に原則 1 日 2 品目（一食分を含む）の測定を行っています。すべての測定で放射性物質は不検出となっています。

除染作業を行いました

●総合運動公園の陸上競技場スタンドと君原公民館の玄関前を除染しました

4月24日(火)～5月15日(火)にかけて、高圧洗浄機により、溜まっていた土砂・コケなどを洗い流しました。

地上 1 m の高さにおける放射線量は 1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルトを下回っています。



放射線アドバイザー派遣事業

（社）茨城原子力協議会では、自治会や市民団体などが主催する会合に放射線の専門家を派遣し、放射線の基礎知識や健康への影響について分かりやすく説明する「放射線アドバイザー派遣事業」を実施しています。

▼実施期間

平成 25 年 3 月 29 日(金)まで

月～金の午前 10 時～午後 5 時 ※祝日を除く

▼対 象

自治会・市民団体・PTA などの団体が主催する参加費が無料の講座

▼費 用

アドバイザー派遣に関する経費（旅費・謝金）は無料です

▼申込方法

町放射能対策室の窓口にて備え付けの申込書で、派遣希望日の 2 週間前までに郵便・ファクシミリまたは E メールで申し込む。町ホームページからも申込書がダウンロードできます

▼トップページ＞行政＞各課のホームページ＞放射能対策室＞放射線アドバイザー派遣事業について (PDF)

▼その他

①講座の時間、内容などの詳細については、追って打合せとなります

②講座に必要な映像機器（パソコン・プロジェクター・スクリーンなど）および参加人数分の資料については、原則、各団体でご用意ください

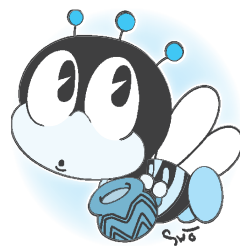
③会場使用料、参加者の取りまとめ、司会進行については、各団体をお願いします

▼申込先

〒319-1112 東海村村松 225-2 （社）茨城県原子力協議会

☎ 029-282-3111 FAX029-283-0526 ▼Eメール:jigyuu@ibagen.or.jp

ようこそ ふれあい地区館へ



みなさんの参加をお待ちしています！

生涯学習課生涯学習係 ☎888-1111 (327)

阿見小学校区ふれあい地区館

- 7月: 創作教室(陶芸マグカップづくり)
＜青少年育成部会＞
9月: ふれあいイベントまつり＜全体事業＞
10月: 移動学習 ＜ 高齢者・女性・成人・
11月: 体育・青少年育成部会 ＞
11月: 秋季ソフトバレーボール大会＜体育部会＞
健康教室(体力測定)＜高齢者部会＞
12月: ふれあいウォーキング＜全体事業＞
1月: 料理教室＜青少年育成部会＞
2月: ふれあい演奏会

事務局担当 村上 英子

ふれあい地区館担当1年目です！ 皆さんとの出会い・つながりを大切にして「楽しい」「元気な」阿見小学校区ふれあい地区館に努めていきます。
よろしくお願いします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

- 7月: グラウンドゴルフ大会(君原地区と合同開催)
＜高齢者部会＞
親子オーバルボール大会
＜青少年育成・女性部会＞
9月: 三世代交流(輪投げ大会等)＜成人・体育部会＞
10月: 体力測定＜高齢者部会＞
合同ウォーキング＜成人・体育部会＞
11月: ふれあいまつり＜全体事業＞
12月: フラワーアレンジメント＜女性部会＞
2月: 早春移動学習＜成人部会＞

事務局担当 伊藤 えり子

ご縁があり実穀小学校区ふれあい地区館担当となりました伊藤です。皆さんのご協力・ご支援を得て行事に参加し、一人でも多くの人との出会いを大切にしたいと思います。
よろしくお願いします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

- 毎月: ボランティア活動(神社清掃)＜高齢者部会＞
7月: 救急救命講座＜全体事業＞
創作教室(貯金箱づくり)
自然観察会(神田池)＜青少年育成部会＞
9月: 各部会交流輪投げ・オーバルボール大会
10月: イベント『吉原ふれあい広場』
11月: 移動学習 ＜ 女性・青少年育成・
12月: 成人・体育部会 ＞
2月: 合同そば打ち教室＜成人・体育部会＞

事務局担当 湯原 弘

吉原地区の皆さんの「和」を大切に「全員参加による活動」と「吉原小学校との連携による青少年の育成」を目指して事業を推進したいと思います。
よろしくお願いします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

- 毎月: 健康ウォーキング＜成人合同部会＞
7月: 健康講座＜高齢者部会＞
8月: 夏休み映画会＜青少年育成部会＞
9月: 救急救命講座＜成人合同部会＞
三世代交流会＜全体事業＞
10月: 移動学習＜高齢者・成人合同部会＞
11月: ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
1月: 名画鑑賞会＜高齢者部会＞
2月: 健康講座＜成人合同部会＞
お楽しみ映画会＜青少年育成部会＞

事務局担当 角 慶一郎

今年度から本郷小学校区ふれあい地区館担当となりました角です。
地区のコミュニティづくりにお役に立てるよう微力ながら努力していきますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館全体での合同事業

●ふれあいスポーツ交流会（11月）

町民体育館と中央公民館を会場に、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

●ふれあい演奏会（2月）

中央公民館ロビーに設けた特設ステージに、町内の音楽愛好家の皆さんが中心となって出演します。

●ふれあい地区館事業の詳細については、各ふれあい地区館事務局または生涯学習課 ☎888-1111（327）までお問い合わせください



君原小学校区ふれあい地区館

- 7月：グラウンドゴルフ大会（君原地区と合同開催）
＜高齢者部会＞
- 8月：移動学習（エキスポセンター）
＜ふれあい交流部会＞
- 9月：体力測定＜スポーツいきいき部会＞
- 10月：ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
- 12月：三世代交流昔遊び
＜高齢者・ふれあい交流部会＞
- 1月：新春かくし芸大会・ミニコンサート
＜高齢者部会＞
- 2月：移動学習（真壁雛まつり）＜文化学習部会＞

事務局担当 藤樫 純子

「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」に向けて、心も体もいきいきと、皆さんに楽しんでいただけるふれあい地区館でありたいと思います。そんなお手伝いをさせていただけることが幸せです。

●問い合わせ 君原公民館 ☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

- 7月：健康体操＜女性部会＞
子ども映画会＜青少年育成部会＞
- 8月：親子自然観察会＜青少年育成部会＞
ソフトバレーボール・輪投げ大会
＜成人・体育部会＞
- 10月：移動学習＜みどりクラブ＞
- 11月：ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
- 12月：料理教室＜女性部会＞
- 1月：新春交流会＜みどりクラブ＞
- 2月：チャレンジ教室（ピザづくり）
＜青少年育成部会＞

事務局担当 柳生 昌宏

今年度から舟島小学校区ふれあい地区館担当になりました柳生です。できるだけ多くの人たちに楽しく参加していただけるよう努めていきます。
よろしくお願いします。

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

- 7月：手芸教室（桜袋づくり）＜女性部会＞
ふれあいショートテニス講習会＜成人部会＞
- 8月：自然観察会（霞ヶ浦湖畔）＜青少年育成部会＞
- 9月：議会傍聴＜高齢者部会＞
- 10月：ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
- 11月：移動学習（町内史跡めぐり）
＜青少年育成部会＞
ふれあいかくし芸大会＜高齢者部会＞
- 1月：はつらつ一座公演＜全体事業＞
- 2月：健康づくりハイキング＜成人・体育部会＞

事務局担当 長沼 正大

地区の要望に沿った事業（健康づくりに関する講演・実技・映画等）の実施とウォーキングやステップ・ストレッチ等を取り入れた健康づくりを年間を通じて実施しています。
よろしくお願いします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

- 7月：移動学習（東京方面）＜体育部会＞
健康教室（シャフルボード）＜高齢者部会＞
- 8月：親子映画会（グーニーズ）＜青少年育成部会＞
- 9月：移動学習（国立歴史民俗博物館）
＜高齢者部会＞
- 10月：ふれあいイベントまつり＜全体事業＞
- 11月：フラワーアレンジメント＜女性部会＞
- 12月：しめ縄づくり＜成人部会＞
料理教室＜女性部会＞
- 1月：みそづくり教室＜女性部会＞
お楽しみ会＜高齢者部会＞

事務局担当 長南 久嗣

第二小学校区ふれあい地区館担当となりました長南です。「明るく」「笑顔で」「前向きに」をモットーに、地区の皆さんと交流を深めていきたいと思っています。
よろしくお願いします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

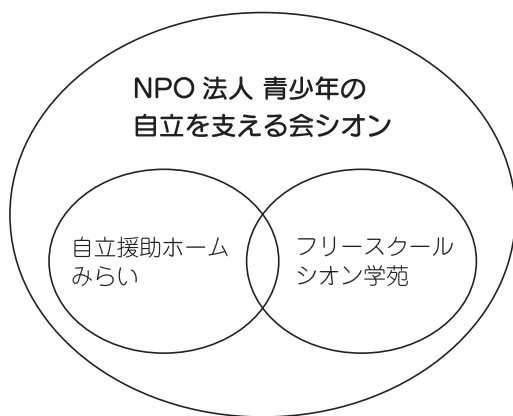
先月号から、阿見町を拠点に地域貢献・社会貢献活動を展開する NPO・ボランティア団体、いわゆる「町民活動団体」の情報を紹介するコーナーがスタートしました。町民活動センターでは、以下の要件に該当する町民活動団体からの掲載情報を募集しています。紙面構成の都合上、ご希望どおりに掲載できない場合もありますが、まずはお気軽に町民活動センターへご相談ください。

【情報掲載可能な団体の要件】

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にあること（活動を町外で展開されていても構いません）
- ▼政治・宗教または営利を目的としていないこと
- ▼暴力団などと関係するものでないこと

NPO 法人 青少年の自立を支える会シオン

シオン組織図



シオンとの連携



※位置は団体の規模や優劣とは一切関係ありません

- 茨城県
- 阿見町
- 県内広域通信高校
- 土浦地区BBS会
- 家庭裁判所
- 児童相談所
- 保護観察所（保護司）
- 更生保護女性会
- 農業体験
のらっくす農園
竹崎農園
- フードバンク（食材提供）
セカンドハーベストジャパン
フードバンクいばらき

●活動について

「NPO 法人 青少年の自立を支える会シオン」は、青少年の健全育成に寄与することを目的として設立され、平成 12 年 NPO 法人としての認証を受けました。現在は、社会的養護を必要とする若者を受け入れる入居施設「自立援助ホームみらい」と、県内の通信高校と連携し若者の就学を支援する「フリースクールシオン学苑」の運営をメインに手掛けながら、不登校・ひきこもり・非行などで悩む親御さんからのご相談も受け付けています。

高校を中退し就労経験もない未成年者が、頼る親類も持たず自分一人の力だけで生活していくことは極めて困難です。社会のセーフティーネットがなければ、容易に犯罪に走ってしまう可能性もあるでしょう。そのような社会的養護を必要とする子どもたちの最後のとりでとなれたらという思いで活動を展開しています。ホームページでも活動情報を公開していますので、ぜひご覧ください。

※自立援助ホームとは、家庭で生活することのできない義務教育を終了した 15 歳～ 20 歳までの子どもたちの就労、生活の支援・指導を行う施設のことです。児童福祉法では、児童自立生活援助事業として位置づけられています

●問い合わせ NPO 法人 青少年の自立を支える会シオン ☎ 843-2282 FAX 843-2292

▼ホームページ: <http://npo-zion.jp/> ▼Eメール: office@npo-zion.jp

■町民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体）から ～参加者を募集しています～

● NPO 法人阿見アスリートクラブ・井手雅子と走る教室開催

つくばマラソンに向けて初心者・経験者を対象に歩く姿勢・走り方について教えます。

期 日 7月21日(土)

時 間 午後1時～4時(▼講義:1時～2時▼実技:2時30分～4時)

場 所 総合運動公園陸上競技場

募集人数 40人程度(定員で締切)

参 加 料 1,000円(別途保険料:1,800円/7月～平成25年3月の期間)

申込期間 7月20日(金)まで

申込方法 電話またはファクシミリ・Eメール(氏名・住所・電話番号を明記)で下記に申し込む

問 合 せ NPO 法人阿見アスリートクラブ ☎ 887-1185 FAX887-0911

▼Eメール:info@art.hiho.jp

●井手雅子さんってどんな人？

▼41歳から、マラソン競技を始める

▼地元の阿見アスリートクラブでは、市民ランナーコーチとしても活動中

▼阿見町でウォーキングと健康体操の教室の講師を務める(日本体育協会公認資格者)

▼かすみがうらマラソン優勝・つくばマラソン準優勝・東京国際女子マラソン過去25回出場/最高順位日本人8位の経歴の持ち主



● NPO 法人アニマルセラピー協会

スタッフ会員大募集！ アニマルセラピーに関するボランティア・仕事をしてみませんか？

会費:年間4,000円

① ITスキルをアニマルセラピー協会のホームページ作成・更新に活用してみませんか？

② PCスキルを広報活動や事務処理のお手伝いに活用してみませんか？

③出張アニマルセラピーの仕事をしてしてみませんか？(研修期間あり)

賛助会員大募集！ アニマルセラピーをあなたの会費で支えてください！

会費:年間1口3,000円(1口以上何口でも歓迎です)

申し込み詳細についてはホームページ(<http://npo-animaltherapy.org>)をご覧ください。

●入会に関しての問い合わせ NPO 法人アニマルセラピー協会 森 ☎ 080-5529-9517

▼Eメール:entrance@npo-animaltherapy.org (▼携帯メール:therapy.animal@ezweb.ne.jp)

●アニマルセラピーとは？

動物(イヌやネコなど)とのかかわりによって人の健康の質を向上させようとする方策で、高齢者の健康づくりなどに効果的と考えられています。

主に高齢者施設に入所されている人などを対象に実施されています。



■町民活動センター登録 NPO 法人・ボランティア団体紹介

広報あみ6月号通常版において、阿見町のNPO法人について簡単にご紹介しましたが、また1つ阿見町に活動拠点をおくNPO法人が誕生しましたので、ここでご紹介します。

●新しいNPO法人の紹介

平成24年4月4日、NPO法人優絆(ゆうき)が認証されました。

【事業内容】

▼障がいを持つ者および家族に対する生活支援事業

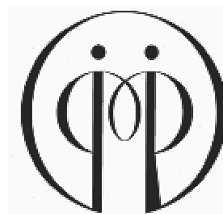
▼家族のレスパイト・ケアを図る事業

▼当該者および家族と地域との交流を図る事業

▼障がいを持つ者が使いやすい遊具やおもちゃの製作作業

町民活動センターでは、NPO法人の設立や活動に関する相談を受け付けています。ご希望の場合には、事前にお電話などで予約のうえ町民活動センターへいらしてください。

『阿見町第2次男女共同参画プラン』が完成しました



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課 ☎888-1111 (271 ~ 272)

町では、平成17年「ともに生き、ともにつくるまち、阿見」を基本理念に掲げ、「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

そして、平成21年、町民2,000人を対象とした「町男女共同参画町民意識調査」を行い、その結果を基に茨城大学の長谷川氏を中心に検討部会委員11人で分析調査を行い男女が個性と能力を生かしあい、ともに「幸せの町 阿見」を基本理念に掲げた、町民による手づくり、親しみのある第2次プランが完成しました。

本計画の考え方

- ① 基本的人権として多様な生き方・暮らし方を尊重できる社会づくり
- ② 男女共同参画社会の早急な実現を図るため、積極的な意識改革・制度改革の推進
- ③ すべての人が安全で安心に暮らせる社会にするために、男女共同参画視点を重視した雇用・セーフティネットの推進
- ④ 市民協働の視点に立って、男女共同参画社会の実現を地域社会から推進
- ⑤ 新たな課題に積極的に対応
 - ▼男性にとっての男女共同参画施策の積極的展開を図ります
 - ▼子どもにとっての男女共同参画施策の展開を図ります
 - ▼女性の活躍による社会の活性化を視野にいたした施策展開を図ります
 - ▼生活困難を抱える町民への対応を図ります

本計画の性格

- ① 平成21年度に実施した「町男女共同参画意識調査」の結果や、町男女共同参画社会推進会議、町男女共同参画社会推進検討部会の提言、町民団体などの意見を十分に踏まえて策定したものです
- ② 「男女共同参画社会：町民のしあわせづくり」を実現するための方向性と具体的施策の内容を示すものです
- ③ 国および県の「男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「阿見町第5次総合計画」および関連計画との整合性を図りながら策定したものです
- ④ 阿見町男女共同参画社会基本条例第8条に基づく計画です
- ⑤ 町が目指す方向や施策、事業を明らかにすることによって、町民の理解と協力を得て、さらなる町民参画を期待するものです
- ⑥ この計画を着実に推進するためには、進捗管理体制を確立することが必要であり、町民、事業者を加え男女同じ構成で、町男女共同参画社会推進委員会を設置して、計画の推進状況の評価を行います

計画の期間 平成24年 ～ 平成28年

これからがプランの実践です。ご協力をお願いします。

《女性相談について》

ひとりで悩まず相談してください。婦人相談所は、女性が抱えるさまざまな問題についての相談をお受けするところです。このようなとき…▼配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいる▼離婚・男女問題・デートDVなどで悩んでいる▼家庭内の不和やいざこざで悩んでいる▼夫等の問題で困っている▼誰かに悩みを聴いてほしい—など。 ※秘密は守ります。相談は無料です

●茨城県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター） ☎029-221-4166（相談専用）

▼電話相談（匿名で気軽にご相談できます）

平日：午前9時～午後9時／土・日・祭日：午前9時～午後5時 ※年末年始は休みです

▼来所相談（緊急の場合を除き、原則電話予約が必要）

平日・土・日・祭日：午前9時～午後5時 ※年末年始は休みです

子どもと高齢者の 交通事故防止

交通防災課 ☎888-1111 (276・277)

【小学校低学年では「歩行中」、高学年では「自転車乗用中」で事故多発】

平成 23 年中の県内の子ども（幼稚園児、小中学生）の死者数は 3 人、負傷者数は 1,282 人となっています。特に小学校低学年では歩行中、高学年になると自転車乗用中が多数を占めています。

▼県内の子どもの死傷者数（平成 23 年中）

単位：人

		幼・園児	小学生						中学生	計
		0～6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1～3 年	
四輪	同乗	267 (2)	54	42	52	59	52	44	113	683 (2)
二輪	同乗								2	2
自転車	運転	6	11	12	22	26	31	31	257	396
	同乗	5			1				2	8
歩行者	横断中	29	30	24	16	16	9	8	20	152
	その他	9 (1)	4	6	2	5	3	5	7	41 (1)
その他の人				1			1		1	3
合 計		316 (3)	99	85	93	106	96	88	402	1,285 (3)

※（ ）内は死者数で内数

【県内交通事故死者数の 5 割が高齢者】

交通事故死者数に占める高齢者（65 歳以上）の割合が近年増加しています。平成 23 年中の県内 65 歳以上の死者数は 85 人で、全国ワースト 5 位となっており、65 歳以上を高齢者と定めた昭和 63 年以降、県内で初めて 50%を超過しました。

▼県内の高齢者の交通事故死者数（平成 21～23 年）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	3 年間累計
全死者数	199 人	205 人	169 人	573 人
高齢者死者数	90 人	102 人	85 人	277 人
占める割合	45.2%	49.8%	50.3%	48.3%

●運転手の人へ

- ▼子どもは遊びや話に夢中となり、車の接近に気付かずに車道に出てきます。見通しの悪い交差点・住宅地・小学校付近・通学路などは速度を控え、子どもの急な飛び出しに十分注意し、危険を予測した運転を心掛けましょう
- ▼子どもや高齢者を見かけたらその行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなど安全な間隔をとり、スピードを抑えた思いやり運転に努めましょう
- ▼薄暮時・夜間は、自転車や歩行者の早期発見のため、ライトの早め点灯を心掛け、対向車や先行車がない場合は「ハイビーム（ライトの上向き）」にしましょう

●歩行者の人へ

- ▼道路を横断する際は横断歩道を利用し、左右の安全を確認してから横断しましょう。（決して無理に渡らず、車が止まるか途切れるまで待ちましょう）
- ▼近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでもそちらを利用しましょう
- ▼視認性の高い服装や反射材を身につけるなど、車の運転者に自分を“見せる”工夫をしましょう。また、用事はできる限り日中に済ませるなどして、夜間の外出を控えましょう

●保護者の人へ

- ▼保護者の人は「飛び出しは絶対にしない」、「左右を確認して横断する」など交通ルールを繰り返し子どもに教えてあげましょう
- ▼子どもの通学路・行動範囲を把握し、事故の危険が潜む場所を教えてあげましょう
- ▼四輪車に同乗させる際は、必ずシートベルトを着用させましょう

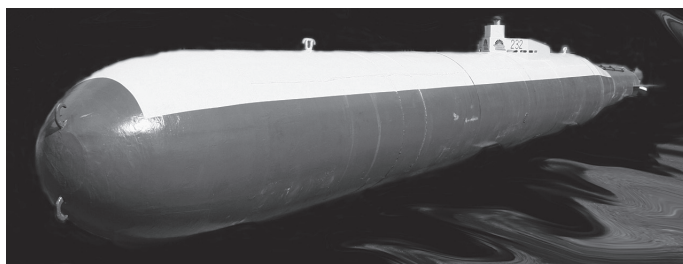
予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

第2回夏季特別展『回天』開催

人間魚雷『回天』による特別攻撃作戦には、土浦海軍航空隊の甲飛13期生からもたくさんの隊員が選ばれています。回天の実物大模型やコックピット模型、隊員の遺品などから、戦争や特攻作戦について考えていただく展示です。

- ▼期日:7月21日(土)～10月28日(日)
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展・特別展を合わせた金額です/大人 600円(480円)、小中高生 350円(280円)
※()内は20人以上の団体および各種割引カード提示による割引料金
- ▼その他:特別展準備のため、7月17日(火)～20日(金)は臨時休館になります。ご了承ください



▲回天(訓練用)

よみきかせ『おはなしおさんぽの会&昔の遊びをやってみよう!の会』開催(参加無料)

小さなお子さんに聞かせたいおすすめの絵本の読み聞かせと、昔の遊びを体験する人気企画です。今回は七夕飾りを作ったり阿見町の竹を使った竹とんぼづくりをする予定です。

- ▼期日:7月7日(土)
- ▼時間:①午前10時30分から②午後2時から ※それぞれ約1時間
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ



▲前回の様子

講演会『昭和ガールズトーク』開催(入場無料)

戦時下に予科練の近くで少女時代を過ごした女性が語る予科練とは、戦争とは。少女たちのあこがれだった予科練生との初恋や空襲体験などについて、対談形式でうかがいます。

- ▼期日:7月14日(土)
- ▼時間:午後1時30分から
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼話し手:熟田鶴江氏



▲熟田氏と予科練生

講演会『土空看護婦が語る予科練と空襲』開催(入場無料)

昭和20年6月10日、空襲の目標となった土浦海軍航空隊ではいったい何が起こっていたのか。実際に空襲を体験した元看護婦が語る予科練と空襲。激動の戦中戦後を看護の現場から見つめた女性の貴重な体験談をお聞きください。

- ▼期日:7月15日(日)
- ▼時間:午後1時30分から
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼話し手:角田しづ子氏(元土浦海軍航空隊看護婦)



▲土浦海軍航空隊の看護婦たち

◎学芸員のつぶやき

本格的な夏を目の前にして蒸し暑さが増してきましたね。予科練平和記念館でもハートが熱くなる企画満載で皆さんをお待ちしています。ぜひご来館ください。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

■ステージでの催し■

8月4日(土)

ジュニアフェス 午後4時～5時30分 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

アミューズフェス 午後5時30分～7時30分 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

常陸陣太鼓 午後7時30分～8時 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなパチさばきをお楽しみください。

8月5日(日)

まい・あみアンバサダーオーディション 2012 午後3時～4時 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。その中から、アンバサダー(大使)を3人選びます。今年はどんなアンバサダーが選ばれるのでしょうか? ご期待ください。

マコトお兄さんのおもしろ風船ショー 午後4時～4時30分 マコトお兄さんと風船で遊びましょう。

ダンスフェス 午後5時～5時40分 元気いっぱいパワフルなダンスをお楽しみください。

あみ大使委嘱式 午後5時50分～6時15分 新たに大使となる『メアリー・デイズ・ストーリー』。茨城放送・茨城新聞社・NHK水戸放送局の企画「茨城魂!」において、茨城のうたを歌うために120組の応募から選ばれた、阿見町出身バンドのステージをお楽しみください。

芸能ショー 午後6時20分～8時40分 岩本恭生・なかじままり・浅野勝盛・ライオンキッドなどのショーをお楽しみください。

■ストリートでの催し■

8月4日(土)

町内の神輿・山車 子ども神輿:午後3時30分巡行・大人神輿:5時30分巡行 はんでん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月5日(日)

音楽パレード 午後3時5分～3時45分 町内の小学生による演奏です。この日のために一生懸命練習して登場します!

よさこいソーラン 午後4時～5時45分 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。今年は大旗が主役のフラフショーも開催します。ご期待ください!

盆踊り 午後6時30分～7時45分 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。今年は懐かしの『阿見音頭』が復活し、『新阿見音頭』との2曲構成になります。

アミゴン復活!?

『ピース』と『さくら』にまい・あみ・まつりを託して霞ヶ浦に帰っていったアミゴン。阿見町のみんなを元気にするために、復活の準備をしているとか!?



■まい・あみ・まつりボランティア募集

①ステージ式典部会

日時:8月3日(金)午前～6日(月)

内容:ステージの事前準備、片づけ、ステージ運行の手伝いなど

②パレード神輿部会

日時:8月5日(日) 午後5時～9時

内容:盆踊り参加団体の案内、プラカード、演技中の警備など

③広報協賛金部会

日時:8月4日(土)・5日(日) 午後2時30分～9時

内容:まつり会場の整理、ごみ拾いなど

●申込方法:ご希望の部会を7月20日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

体協だより

剣道体験教室

剣道を体験してみませんか？

- ▼期日 7月14日(土)
- ▼時間 午前10時～正午(9時30分集合)
- ▼場所 町民体育館
- ▼対象 年長～大人
- ▼参加料 無料
- ▼指導者 土浦地区剣道連盟・町体育協会剣道部
- ▼その他 運動できる服装(ジャージなど)でお越しください
- ▼問合せ 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-1111(340)

各種大会の結果(敬称略)

●稲敷地区社会人ゴルフ選手権大会

期 日	4月13日(金)
場 所	阿見ゴルフクラブ
一 般 の 部	▼グロス競技の部▽4位: 渡部儀勝▽6位: 長谷川光行
	▼ダブルペリアの部▽準優勝: 大崎修一▽4位: 荒木直行▽5位: 長谷川光行▽6位: 渡部儀勝
シニアの部	▼グロス競技の部▽3位: 杉山旭▽5位: 大崎忠
	▼ダブルペリアの部▽優勝: 湯原孔孝

問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内)
☎888-1111(340)

●町長杯野球大会

期 日	4月8日(日)・15日(日)・22日(日)
場 所	総合運動公園町民球場ほか
成 績	▼Aブロック▽優勝: 理想筑波▽準優勝: 武器学校▽3位: 三菱化学、野球団リナレス
	▼Bブロック▽優勝: IPU野球部▽準優勝: プレッシャーズ▽3位: シグナルキングス、チェリーボンバース

●さわやかグラウンド・ゴルフ大会

期 日	4月27日(金)
場 所	笠松運動公園補助陸上競技場・球技場(ひたちなか市)
成 績	▼男子の部▽9位: 菊川洋征
	▼女子の部▽7位: 木村照子

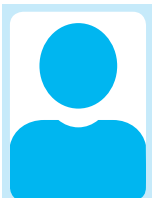
スポーツ推進委員を紹介します

スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法で規定されている公的な社会体育指導者で、非常勤職員として教育委員会が任命しています。

町民運動会や歩け歩け事業の企画運営、町マラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会・ふれあい地区館事業などへの協力や、各種ニュースポーツの紹介・普及活動を行うなど、スポーツ・レクリエーションを通して、皆さんの健康づくりの手助けをしています。

任期は2年で、現在町では男性16人、女性6人の計22人(阿見中地区7人、朝日中地区7人、竹来中地区8人)が活躍しています。

▼問合せ 生涯学習課社会体育係 ☎888-1111(328・329)



地区名
氏名(敬称略)



阿見中地区
佐野 新一



阿見中地区
菊地 広子



阿見中地区
櫻井 繁樹



阿見中地区
窪谷 弘



阿見中地区
鹿島 真人



阿見中地区
安相 賢二



阿見中地区
吉田 昌弘



朝日中地区
森田 利夫



朝日中地区
井手 雅子



朝日中地区
大橋 孝子



朝日中地区
羽田 智子



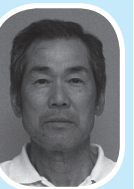
朝日中地区
中島 恵子



朝日中地区
川村 隆昭



朝日中地区
木村 聡



竹来中地区
瀬尾 恒雄



竹来中地区
平山 義明



竹来中地区
吉田 清



竹来中地区
渡辺 芳朗



竹来中地区
長南 栄一



竹来中地区
渡邊 聡子



竹来中地区
和田 哲也



竹来中地区
中島 雅己

お知らせ

Information

■おわびと訂正

『広報あみ』5月号お知らせ版の6ページ『救急車の適正利用にご協力をお願いします』の『救急医療情報』において、誤りがありました。

県救急医療情報コントロールセンターの電話番号が『8414199』とあるのは『0292414199』の誤りです。おわびして訂正します。

▼問合せ 町消防署救急係 ☎887-0119

■厚生労働省主催慰霊巡拝の参加者募集

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において戦没者を慰霊するため、慰霊巡拝を実施しています。

参加対象者は、戦没者の遺族（配偶者（再婚した人を除く）・父母）で、県内在住の健康状態が良好な人です（年齢は原則80歳以下）。また、応募人数が募集人数を下回った場合は、自費参加として、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者および孫に加

え、甥・姪も参加できます。

日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

▼実施地域 ▼東部ニューギニア ▼硫黄島 ▼北ボルネオ ▼トラク諸島 ▼マリアナ諸島 ▼フィリピン ▼マーシャル・ギルバード諸島 ー など

▼問合せ 社会福祉課 ☎888-1111（162・163）

■「夏休み親子湖上セミナー」参加者募集

『泳げる霞ヶ浦を目指して』身近な湖、霞ヶ浦を体験してみよう。親子で『ホワイトアイリス号』に乗って霞ヶ浦を船上から観察し、水質の調査をします。

また、ミジンコなどを顕微鏡カメラで撮影するなど、楽しい企画がいっぱいです。

▼期日 7月27日（金）

▼内容 ▼午前9時：総合保健福祉会館臨時駐車場集合 ▼9時15分：出発 ▼10時～午後1時：霞ヶ浦環境科学センター見学・実験・昼食 ▼1時30分～

2時30分：ホワイトアイリス号で霞ヶ浦一周・船内研修（自然観察・水質検査用採水）・霞ヶ浦についての説明 ▼3時10分：総合保健福祉会館着

▼対象 町内在住の小学生の親子 ※祖父母などとの参加も可

▼募集人数 20組40人（定員で締切）

▼参加料 無料

▼持参品 弁当・飲み物・帽子・筆記用具など

▼申込期間 7月20日（金）まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町家庭排水浄化推進協議会事務局（環境政策課内） ☎888-1111（116）

■「町霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業」の事業計画変更に伴う縦覧

町霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い、当該事業計画を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更事項に意見のある利害関係者は、縦覧期間満了日までに意見書を町へ提出することができます。

▼期日 7月6日（金）～20日（金） ※土・日・祝日を除く

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 下水道課（町水道事務所内）

▼問合せ 下水道課公共下水道係（町水道事務所内） ☎829-15500

■（社）町シルバー人材センターから

入会説明会開催 当センター

の趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象（入会承認制）

▼期日 7月17日（火）

▼時間 午前10時～正午

▼場所 （社）町シルバー人材センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館）

●「マイホームのミニ営繕」引き受けます マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ （社）町シルバー人材センター ☎888-2036

■かすみフォトサークル写真展

▼日時 7月21日（土）～29日（日）午前9時～午後5時 ※23日（月）は休館

▼場所 かすみ公民館1階ギャラリー

▼問合せ かすみ公民館 ☎888-8111

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟までお客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建築業知事免許（般-19）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら 増改築相談員のいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

屋根材 **T-ルーフ** 美しいデザイン・雨音が静か 軽いから地震に強い 丈夫で優れた耐久性 リフォームにも最適

詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許（4）第5548号
（有）美都和ワ 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

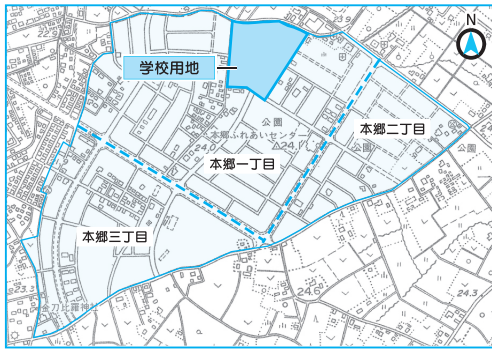
お知らせ

Information

■本郷一丁目学校用地の
暫定利用開始

町教育委員会では、7月1日から町内団体を対象にした、本郷一丁目学校用地の暫定利用を開始します。

利用を希望する団体の皆さんは、利用希望日の7日前までに学校教育課に申請書を提出し、教育委員会の利用許可を受けてください。



▼対象 町内幼稚園・保育所・小中学校、町PTA、町内行政区、町スポーツ少年団、町体育協会などの団体

▼利用期日 施設の草刈等および悪天候時を除く日

▼利用時間 午前9時～午後5時

▼利用料 無料

▼申請期日 利用希望日の原則1か月前～7日前

▼申請方法 所定の申請書（左記窓口で受け取るか町ホームページからダウンロード可）に記入・押印のうえ、郵送または直接左記に提出する。後日教育委員会から交付される利用許可書を直接左記に持参し、出入口の鍵を受け取る

▼問合せ 学校教育課施設係 ☎ 888-1111（320）

■ミニコンサート開催

▼期日 7月14日（土）

▼時間 午前10時～11時30分（開場：9時30分）

▼場所 舟島ふれあいセンター

▼出演者 ▲阿見吹奏楽団 ▲茨大中南米音楽研究会 ▲アンサンブル Donna Danna

▼その他 入場無料

▼問合せ 中央公民館 ☎ 888-2526

■浄化槽をお使いの人へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いいたします。

▼保守点検 ▲浄化槽内の機器・送風機・タイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにします。▲10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3～4回行う必要があります。▲県に登録している保守点検業者に委託してください。

▼清掃 ▲浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。▲年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。▲市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

▼法定検査 ▲浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。▲最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に受ける必要

があり、その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料）。▲県指定検査機関である社団法人県水質保全協会（☎029-1291-4004）に申し込みをしてください。

▼問合せ ▲下水道課 ☎ 829-15500 ▲県環境対策課 ☎ 029-1301-2966

■「中小企業省エネルギー診断」参加事業所募集

県では、中小企業の節電や省エネルギー対策を支援するため、専門のアドバイザーを無料で派遣する『中小企業省エネルギー診断』を実施しています。

▼省エネ支援の内容例 ▲電気の使用量低減 ▲重油・灯油の使用量低減 ▲LPGガスの使用量低減 ▲空調設備の効率改善策 ▲ボイラーの効率改善策 ▲照明の節電 など

▼対象事業所 電気・重油・灯油・LPGガスを計画している中小の事業所

▼募集事業所数 100社程度

▼応募期間 7月31日（火）まで

▼応募方法 左記にご相談ください

▼問合せ 県地球温暖化防止活動推進センター省エネルギー相談室 ☎ 029-1304-0810

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

＜オープンスクール＞ 7月28日（土）8月 4日（土）
9:00AMより本校にて 8月 5日（日）8月30日（木）

※8月30日は部活動体験会 8:30AM～

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさと優しさを共に育てる。

＜オープンスクール＞ 7月 7日（土）
10:00AMより本校にて 8月18日（土）

※本校ホームページより申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙

投票日など

告示日 7月10日(火)

投票日 7月19日(木)

時間 午前8時～午後4時

場所 役場1階101会議室

期日前投票

期日 7月11日(水)～18日(水)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場1階101会議室

持参品 投票所入場券

立候補届出

期日 7月10日(火)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 県庁行政棟9階共用会議室901(水戸市笠原町)

問合せ 投票・開票・町選挙管理委員会(総務課内) ☎881111(214・215) ▼立候補届出:県選挙管理委員会 ☎029130112462

東京駅行き高速バスの運行を開始します

7月上旬から、常磐道および圏央道を利用した『東京駅～阿見・牛久・龍ヶ崎』を結ぶ2系統の高速バスを運行開始する予定です。町内においては、阿見東ICに『あみプレミアム・アウトレット』バス停、牛久阿見ICに『小池』バス停が設置されます。また、『小池』バス停には利

用者専用駐車場も設置される予定です。ご利用ください。

運行開始日・時刻・運賃・経路についての詳細は、左記にお問い合わせください。なお、阿見町内の停留所については時間帯によって停車しない場合もありますので、左記にご確認ください。

▼運行事業者 関東鉄道株式会社

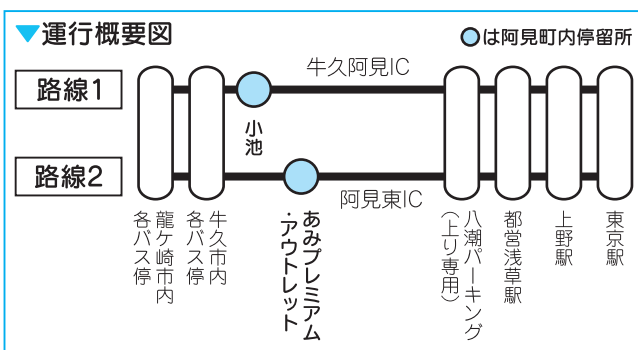
社・ジェイアルバス株式会社

株式会社(共同運行)

▼問合せ 関東鉄道株式会社

竜ヶ崎営業所 ☎02971621111 ▼ジェイアル

バス株式会社東京高速バス管理所 ☎031569017550



平成24年度町事業仕分けを実施します

町が実施している事業を、その必要性や実施主体のあり方などについて、公開の場で第三者の視点から検証・議論を行う『事業仕分け』を実施します。1事業あたりの所要時間は約40分です。時間についてはおおよその目安ですので、仕分け作業の進行によって多少ずれることもあります。

どなたでも自由に傍聴できますので、町の事業をより多くの人に知っていただくため、ぜひお越しください。

▼期日 7月14日(土) ▼時間 午前9時～午後5時 ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼問合せ 企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111(221)

▼対象事業および日程

開始時間	第1会場(2階大会議室)		第2会場(2階講座室)	
	事業名	担当課	事業名	担当課
午前	9時30分 交通安全対策事業	交通防災課	徴収嘱託員徴収事業	収納課
	10時10分 道路新設改良事業	道路公園整備課	ふれあい地区館事業	生涯学習課
	11時10分 公園緑地運営管理事業	都市施設管理課	行政バス運行事業	管財課
	11時50分 社会福祉協議会助成費事業	社会福祉課	スクールバス運営事業・路線バス運行事業補助事業	学校教育課
午後	1時30分 農業振興推進事業(農業振興対策補助金)	農業振興課	食生活改善推進事業	健康づくり課
	2時10分 国際交流推進事業	秘書課	町民活動センター事業	町民活動推進課
	3時10分 中学生海外派遣事業	指導室	児童健全育成事業	児童館
	3時50分 消防団教育訓練事業	消防本部総務課	商工振興事業(商工会補助)	商工観光課

〈広告欄〉

GO!GO!サマー! GO!GO!500,000,000!

1等前後賞合わせて **5億円** サマー史上最高額! 同時発売 **2000万** サマー

●1等...4億円 ●前後賞...各5,000万円 ●1等...2,000万円 ×450本

発売期間 ●平成24年7月9日(月)～7月27日(金)まで
抽せん日 ●平成24年8月7日(火)

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。 1枚300円

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会 クーちゃん

こまったときは

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 ① 7月5日(木) ② 8月2日(木)

午前10時～午後3時

場 所 役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター

☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日 時 第2・第4土曜日 午後1時～4時

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター

☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所

☎ 823-1123

●公共機関電話番号●

役場

☎ 888-1111

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

障害福祉課

☎ 888-2943

水道課

☎ 889-5151

下水道課

☎ 829-5500

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

消防本部

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 887-2600

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

学校給食センター

☎ 887-1430

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

消費生活センター

☎ 888-1871

社会福祉協議会

☎ 887-0084

シルバー人材センター

☎ 888-2036

うしくあみ斎場

☎ 830-9888

町民ダイヤル(休日

当番医・定例相談等の

テレホンサービス)

☎ 887-6600

●人口と世帯●

●総人口 47,719人(+ 46)

●男 性 23,705人(+ 22)

●女 性 24,014人(+ 24)

●世帯数 18,276世帯(+ 33)



▽6月1日現在

▽常住人口ベース

▽()内は前月比

▽総務課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)

後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 7月31日(火)

8月の納税等

町県民税(2期)

国民健康保険税(3期)

後期高齢者医療保険料(2期)

介護保険料(3期)

納期限 8月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 5月(前月比)

消防本部調べ

出場件数 18件(± 0)

軽 傷 13人(－ 1)

中 傷 2人(± 0)

重 傷 1人(+ 1)

※救急車の適正な利用をお願い

します

死 亡 0人(± 0)

合 計 16人(± 0)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店